

2023年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕、〔設問2〕および〔設問3〕に答えなさい。

〔事実1〕

2022年4月10日、Aは、種類物である建築用資材甲50個を、他の業者から調達したうえで、代金500万円で買主Bに売却する旨の売買契約を締結した。同契約では、同月13日に、Aが甲50個をBの倉庫まで持参して引き渡し、代金500万円は、同日支払う約定になっていた。ところが、AがBに甲50個を引き渡す前日の4月12日、Aの倉庫が隣家からの火災延焼で焼失し、Aの倉庫内の甲すべてが滅失した。

〔設問1〕

(1) Bとしては、甲50個の火災延焼による滅失について、A・Bに帰責事由がなくても、甲50個が特定されていないので、甲50個の再度の引渡請求をしたいと考えているが、できるか。

(2) (1)において、Bは甲50個の再度の引渡請求ができるものとする。Aによる再度の引渡しは同年4月20日には可能だったが、同日を過ぎても引渡しできなかった。Bは契約の解除をすることができるか。

なお、制限種類物については検討する必要はない。

〔事実2〕

〔事実1〕の下線部が、「同契約では、同月13日に、Aが甲50個をBの倉庫まで持参して引き渡し、代金500万円は、翌日支払う約定になっていた。そして、AがBに甲50個を引き渡した同日の晩、Bの倉庫が隣家からの火災延焼で焼失し、Bの倉庫内の甲すべてが滅失した。」であり、その他の部分はすべて〔事実1〕と同じであったものとする。

〔設問2〕

翌日14日、Aから代金500万円の請求があった。Bは、甲50個を入手できなかったことを理由に、代金500万円の支払いを拒否できるか。

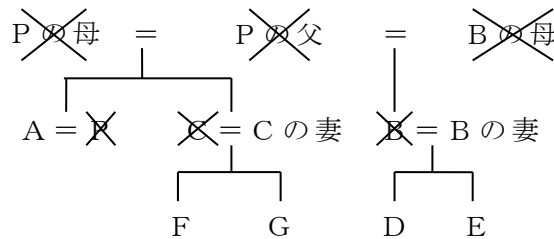
〔事実3〕

Pは、2022年4月10日、85歳で他界した。Pには配偶者Aがいるが、子がなかった。Pには両親がいたが2人とも亡くなり、また、母親が異なる長兄Bと両親を同じくする次兄Cがいたが2人とも亡くなっている。ただ、長兄のBには2人の子D・Eがあり、次兄Cには2人の子F・Gがいる。なお、Pには遺言はなかった。

〔設問3〕

Pの遺産の相続人と各相続人の相続分の割合について、条文上の根拠を示しながら答えなさい。なお、以下の<図>を参照すること(=は夫婦、┌┐又は┆は親子、×は死亡を示す。)

<図>



2023 年度入学試験 出題趣旨・解説

【B 日程：民法】

《出題趣旨》

〔設問 1・2〕

〔設問 1〕は、種類物の売買において特定・引渡しされていない目的物が、売主・買主に帰責事由なく滅失した場合の売主の再度の引渡し義務（「再調達」義務、いわゆる「給付危険」の負担）と、再度の引渡し義務があるとして引渡しが遅れた場合の買主の契約解除権について問うものである。〔設問 2〕は、種類物の売買において特定・引渡しされた目的物が、売主・買主に帰責事由なく滅失した場合に、売主の再度の引渡し義務（「再調達」義務、いわゆる「給付危険」の負担）がないことを前提として、買主の代金支払いの義務について問うものである。

〔設問 3〕

ある者が遺言なくして亡くなった場合、その配偶者は生きているものの、もともと子がなく、また直系尊属や兄弟姉妹も死亡しており、兄弟姉妹の子が生きている場合に、相続人は誰になるか、と各相続人の相続分の割合はいくらか、を問う問題である。

《解説》

〔設問 1〕の（1）：

1) 売買契約の目的物が種類物（＝不特定物、以下同様）の場合、債権の目的物は、「債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了したとき」（民法 401 条 2 項以下、民法は略）に特定する。そして、債務の弁済をすべき場所が債権者（買主）の住所だと合意のある場合は、債務の弁済は持参債務となる（484 条 1 項）が、債務者（売主）が債権者に持参して、現実の提供をした時（493 条）に特定する（潮見佳男『債権総論 第 5 版補訂』27 頁）。

2) 債権の目的物が特定していない場合、債権の目的物が両者に過失なく滅失しても、債務の履行不能とはならず、債権者は履行請求（再度の引渡し請求＝再調達請求）が可能である（412 条の 2）。債権者（買主）は、依然、債務者（売主）に目的物の引渡しを求めることが可能である（給付危険＜※当事者双方に帰責事由なく目的物が滅失した場合、債務者が目的物の再度の引渡し義務〔＝再調達義務〕を免れるか？＞は債務者負担へ）。

3) 本事例では、種類物である甲 50 個について、A が B に持参する持参債務なので、B の倉庫に持参して提供した時に特定する。A は B に甲 50 個を持参して提供をし

ていないので、甲の特定がされておらず、仮にA倉庫内の甲50個がAに過失のない火災延焼ですべて滅失したとしても、Aの債務の履行不能とならない。Bは、依然として、甲50個の引渡し請求が可能であり、Aには、新たな甲50個の引渡し（＝再調達、以下同様）義務が生じることになる（「給付危険」はAの負担へ）。ただ、仮に、本事例で、A・B間の売買契約が、「Aの倉庫内の甲50個」という「制限種類物」を対象とするものであれば、このような債務は履行不能となる（「給付危険」はBの負担へ）が、その検討は不要とされている。

4）ちなみに、以上は、従前通り、401条2項による「特定」を重視し、既特定の場合⇒再度の引渡し義務否定、未特定の場合⇒再度の引渡し義務肯定、とする説（山本<敬>・中田<裕>説など）である。他方で、改正でできた567条1項による「引渡し」を重視し、既引渡しの場合⇒再度の引渡し義務否定、未引渡しの場合⇒再度の引渡し義務肯定とする説（潮見・山野目説など）もある（中田<裕>『債権総論 第四版』51頁以下）。しかし、本事例では、Aは、甲20個について未特定かつ未引渡しの状態であり、両説で結論は変わらない。（以上25点）

〔設問1〕の（2）：

1）〔設問1〕の（1）のような事例では、Aの債務はなお履行不能とはならず、A・B間の契約も、引き続き存続し、Aに新たな甲50個の引渡し（＝再調達、以下同様）義務が生じる。ここで、541条によれば、当事者の一方がその債務を履行しない場合、その不履行が社会通念に照らして軽微でない限り、相手方は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がなければ、相手方は、契約の解除をすることができる、とある。

2）本事例では、Aによる再度の引渡しは4月20日には可能だったが、Aの引渡しが遅れており、Aの債務不履行（履行遅滞）となっている。そこで、Bは引渡しを断念して契約の解除をすることもできる。Bとしては、引渡しの不履行がBにとって軽微ではないので、541条により、相当な期間を定めた催告をした上で履行がない場合に解除ができる。言うまでもなく、Bが解除するのにAの帰責事由は不要であり、引渡しの遅れについてAに帰責事由がなくても構わない。（以上15点）（以上合計40点）

〔設問2〕：

1）まず、〔設問2〕自体では問われていないが、〔設問1〕との違いを述べておく。種類物は、債務者（売主）が種類物を債権者（買主）に持参して提供した時に特定するが、債権の目的物が特定した場合は、両者に過失なく滅失しても、履行不能となり、債権者は引渡し（＝再調達）請求ができない（412条の2）し、さらに引渡しもされてしまえば、ましてやできない（567条1項前段）。債権者は、もはや債務者に目

的物の引渡しを求めることはできない

2)〔設問2〕では、Aは、Bの倉庫(履行地)に甲50個を持参して提供した上で、これを納入(=引渡し)している。つまり、甲50個は特定され、さらには引き渡しもされている以上、甲の焼失はBに過失のない隣家からの火災延焼が原因でも、Aによる引渡し義務は生じない。そして、この場合に、検討不要だが仮に甲50個が制限種類物である、と理解したとしても、その結論は変わらない。

3)そこで、肝心の〔設問2〕で問われている点である「Bは…代金500万円の支払を拒むことができるか」である。このような問題は、対価危険の問題(当事者双方に帰責事由なく目的物が滅失した場合、債権者[買主]が反対給付の義務を負うか、の問題)と言い、〔設問1〕の給付危険の問題(当事者双方に帰責事由なく目的物が滅失した場合、債務者[売主]が目的物の再度の引渡し義務を免れるか、の問題)、と局面を異にする。ところで、この対価危険については、債権者は反対給付(売買代金支払)の義務を負わず、売買代金の請求を拒否できるとされる(536条1項)。

4)しかし、567条1項後段によれば、債務者(売主)による引渡しをした場合には、その引渡しがあった以降に当事者双方に帰責事由なく目的物が滅失したときは、債権者は、債務者に対する反対給付を拒否することはできない。つまり、本事例では、Aによる甲の再度の引渡しが不要とされても、Bは、甲が特定されて引渡しになされた以上、Aに対する代金500万円の支払を拒むことができない。(以上合計30点)
(以上総合計70点)

〔設問3〕:

1)被相続人に遺言がないということであるから、法定相続となる。①まず、民法890条により被相続人の配偶者は常に相続人であり、②次に、民法887条1項により第1順位となるのは被相続人の子である。③子がない場合、民法889条1項1号により、第2順位の直系尊属が、④直系尊属もない場合、第3順位の兄弟姉妹が浮上する。⑤また、民法889条2項・887条2項(887条3項は不適用)により、代襲相続(亡兄弟姉妹をその生存子が代襲して相続すること)は、代襲が一代であれば認められる。

2)本事例では、X・A夫婦に子はなく、Xの両親は既にXの死亡前に死亡しており、Xの2人の兄B・CもXの死亡前に死亡している。しかし、亡Xの亡兄Bには生存子D・Eがおり、Bを代襲するし、また、亡Xの亡兄Cには生存子F・GがおりCを代襲する。結局、相続人は、A・D・E・F・Gの5人である。

3)法定相続の場合の相続分に関しては、①民法900条3号により、配偶者の相続分が4分の3で兄弟姉妹全体の相続分が4分の1となる。②また、民法900条4号本文により、子又は兄弟姉妹が数人あるときは各自の相続分は等しく、③さらに、民法900条4号但書きにより、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹は、父母の双

方を同じくする兄弟姉妹の相続分の $\frac{2}{4}$ である。

4) 本事例では、まず、配偶者 A の相続分が $\frac{3}{4}$ であり、次に、亡兄ら B・C 2名の相続分が全体で $\frac{1}{4}$ となる。もっとも、亡 B は X とは母を異にする兄で、亡 C は X とは父も母も共通の兄である。そこで、亡 B 分は亡 C 分の $\frac{2}{3}$ となり、亡 B 分は $\frac{1}{4} \times \frac{2}{3} = \frac{1}{6}$ 、亡 C 分は $\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$ となる。そして、代襲相続関係であるが、結局、亡 B の子 D・E の相続分がそれぞれ $\frac{1}{6} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$ 、亡 C の子 F・G の相続分がそれぞれ $\frac{1}{12} \times 2 = \frac{1}{6}$ となる。整理すると、A= $\frac{3}{4}$ 、D= $\frac{1}{12}$ 、E= $\frac{1}{12}$ 、F= $\frac{1}{6}$ 、G= $\frac{1}{6}$ である。(以上 30 点)

以上